

2019年度 広域予防接種に係る請求方法について

《参考1》

市町村名	請求方法の説明 国保連: 指定書式に予診票を添えて国保連へ請求 併用: 国保連又は市町村窓口へ請求(下記参照)	011	021	031	041	051	061	071	091	101	111	121	131	161	151
		DPT-IPV(4種混合)	DPT(3種混合)	DT(2種混合)	不活化ポリオ(単独)	麻しん(単独)・風しん(単独)	MR	日本脳炎	高齢者インフルエンザ	ヒトパピローマウイルス	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	高齢者用肺炎球菌
向日市	併用(乙訓及び西京医師会管内医療機関のみ直接請求)※1	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
長岡京市	併用(乙訓及び西京医師会管内医療機関のみ直接請求)※1	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
大山崎町	併用(乙訓及び西京医師会管内医療機関のみ直接請求)※1	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
宇治市	併用(医療機関の希望により直接請求に対応)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	取扱なし	併用	併用	併用	併用	併用	取扱なし
城陽市	併用(医療機関の希望により直接請求に対応)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
久御山町	併用(医療機関の希望により直接請求に対応)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
八幡市	併用(綴喜医師会管内医療機関のみ直接請求にも対応可)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
京田辺市	併用(綴喜医師会管内医療機関のみ直接請求にも対応可)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
井手町	併用(綴喜医師会管内医療機関のみ直接請求にも対応可)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
宇治田原町	併用(綴喜医師会管内医療機関のみ直接請求にも対応可)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
木津川市	併用(木津川市内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	国保連	国保連	国保連	併用	併用	併用
笠置町	併用(笠置町内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
和束町	併用(和束町内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
精華町	併用(医療機関の希望により直接請求に対応)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	国保連	国保連	国保連	併用	併用	併用
南山城村	併用(医療機関の希望により直接請求に対応)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
亀岡市	すべて国保連へ請求	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連	国保連
南丹市	併用(船井医師会管内医療機関のみ希望により直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
京丹波町	併用(医療機関の希望により直接請求に対応)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
福知山市	併用(福知山医師会管内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
舞鶴市	併用(舞鶴医師会管内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
綾部市	併用(綾部医師会管内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
宮津市	併用(与謝医師会管内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用※2
京丹後市	併用(北丹医師会管内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
伊根町	併用(与謝医師会管内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用
与謝野町	併用(与謝医師会管内医療機関のみ直接請求)	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用※2

※1 向日市、長岡京市及び大山崎町の高齢者用肺炎球菌、高齢者インフルエンザは乙訓医師会管内のみ直接請求  
 ※2 宮津市、与謝野町の高齢者用肺炎球菌は対象が後期高齢者医療保険制度被保険者の場合は直接請求のみ